

旅館業営業許可申請等手引き

令和7年4月
高崎市保健所

目次

1	旅館業について	1
(1)	旅館業の許可について	1
(2)	旅館業とは	1
(3)	営業の種別	1
(4)	住宅宿泊業について	1
2	施設の構造設備基準等	1
(1)	構造設備基準	1
(2)	衛生に必要な措置の基準	4
(3)	宿泊者名簿	6
3	旅館業営業許可申請	7
(1)	旅館業営業許可までの流れ	7
(2)	事前相談	7
(3)	申請にあたって必要となる書類	7
(4)	審査手数料	8
(5)	旅館業営業許可申請書記載要領	9
4	旅館業営業許可申請書等記載事項変更届	13
(1)	届出に必要な書類	13
(2)	旅館業営業許可申請書等記載事項変更届記載要領	14
5	旅館業営業廃止・停止届	15
6	旅館業営業再開届	15
7	旅館業営業承継承認申請書（譲渡及び譲受け）	15
(1)	申請にあたって必要となる書類	15
(2)	審査手数料	15
8	旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）	16
(1)	申請にあたって必要となる書類	16
(2)	審査手数料	16
9	旅館業営業承継承認申請書（相続）	16
(1)	申請にあたって必要となる書類	16
(2)	審査手数料	16
10	関係機関	17

1 旅館業について

(1) 旅館業の許可について

旅館業を営もうとする者は、旅館業法第3条第1項の規定により、市長の許可を受けなければなりません。

(2) 旅館業とは

「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。旅館業は「人を宿泊させる」ことで、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは、貸室業・貸家業であって旅館業には含まれません。

(3) 営業の種別

種別	定義	例
旅館・ホテル営業	簡易宿所営業、下宿営業以外のもの	ビジネスホテル、温泉旅館
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設けてする営業	山小屋、カプセルホテル
下宿営業	1月以上の期間を単位として宿泊させる営業	

(4) 住宅宿泊業について

住宅宿泊業法における住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊業を営むことができます。

群馬県内で住宅宿泊業を営む場合は、群馬県食品・生活衛生課（027-226-2445）へご相談ください。

2 施設の構造設備基準等

(1) 構造設備基準

旅館業の営業の許可を受けようとするときは、下記の基準に適合する必要があります。その他の建築物に係る基準については、建築基準法等関係法令の基準を遵守してください。

【構造設備基準】

構造設備基準	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
一客室の床面積	7㎡以上 ※1	—	—
客室の延床面積	—	33㎡以上 ※2	—

※1 寝台を置く客室は9㎡以上

※2 宿泊者10名以下の場合は(3.3×宿泊者数)㎡以上。また、簡易宿所営業における階層式寝台を設置する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。

構造設備基準	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
玄関を容易に見通すことができ、宿泊しようとする者との面接に適した広さを有し、かつ、直接面接できる構造の玄関帳場等を設けること	△※1	△※2	—
適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	○	○	○
適当な規模の入浴設備を有すること	△	△	△

洗面所には、適当な規模の流水式洗面設備を有すること	○	○	○
便所は宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数を有し、防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗設備を設けること	○	○	○
設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること	△	—	—
施設の外壁及び屋根並びに広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと	○	○	○
窓その他の開口部には、ねずみなど衛生上有害なものへの侵入を防ぐための構造設備を有すること	○	○	○
客室は収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること	○	○	○
客室は窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること	○	○	○
客室に附属する浴室を設置する場合は、次の要件を満たすこと ・ 外部から見通すことができない構造とすること。 ・ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造とすること。 ・ 換気を行うために有効な窓又はこれに代わる設備及び十分な照度を有する照明器具を設けること。 ・ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽への通路等は、広さ、明るさ、通路面の状態等について、入浴者の安全が確保できる構造とすること。 ・ サウナ室等(蒸気、熱気等を使用し、入浴させる施設をいう。以下同じ。)を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。 ① サウナ室等の内部を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。 ② サウナ室等の換気を適切に行うための給気口及び排気口を適切な位置に設けること。 ③ サウナ室等には、入浴者が容易に見られる位置に、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。	○	○	○
共同浴室を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。 ・ 共同浴室及び脱衣室は、原則として男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができない構造とすること。 ・ 共同浴室及び脱衣室は、清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造とすること及び換気を行うために有効な窓又はこれに代わる設備及び十分な照度を有する照明器具を設けること。 ・ 脱衣室又は入浴者の利用しやすい場所に便所を設けること。	○	○	○

・ 浴槽は、洗い場及びシャワー設備で使用された湯水等が流入しない配置及び構造とすること。 ・ 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の温水を供給することができる流水設備を設け、必要に応じて洗いおけ等を備えること。 ・ 脱衣室又は入浴者の利用しやすい場所に、洗顔等が可能な流水設備を設けること。 ・ 浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に、飲料水の供給設備を設けること。 ・ 浴槽には、入浴者が容易に見られる位置に温度計を備えること。 ・ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽への通路等は、広さ、明るさ、通路面の状態等について、入浴者の安全が確保できる構造とすること。 ・ サウナ室等を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。 ① サウナ室等の内部を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。 ② サウナ室等の換気を適切に行うための給気口及び排気口を適切な位置に設けること。 ③ サウナ室等には、入浴者が容易に見られる位置に、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。	○	○	○
寝具等の保管室は、ねずみ、虫その他衛生上有害なものを防ぐための構造設備を有すること	○	○	○
衛生的な飲料水を十分に供給し得る設備を有すること	○	○	○
客室の入口には、室番号又はこれに代わるものを表示すること。	○	○	○
客室には、避難経路、非常時の対応策等に関する案内の文章を備え付けるよう努めること	○	○	○

(○は必須、△は状況に応じて)

※1 玄関帳場を設けない場合は、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の要件のいずれにも該当するものを有すること

- ・ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること
- ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること（例：施設にビデオカメラ等を設置し、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像より実施する等）

※2 次の要件のいずれにも該当するときは、玄関帳場等を設置しないことができること

- ・ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること
- ・ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けること、その他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること

上記の構造設備基準は概要です。事前相談時に、詳細な構造設備基準等の確認をしてください。

(2) 衛生に必要な措置の基準

営業者は、営業の施設について、旅館業法第4条第2項の規定に基づき市長が定めた衛生に必要な措置の基準を遵守してください。(高崎市旅館業法施行条例第8条)

【衛生措置基準】

- ・ 施設及びその敷地内は、常に清潔を保持すること。
- ・ 施設におけるねずみ、昆虫等の発生を防止し、及びその駆除を行うこと。
- ・ 便所には手ぬぐい、タオル又はこれらに類するものを備え付け、常に清潔で衛生的に取り扱うこと。
- ・ 排水設備は、常に雨水及び汚水の排水に支障がないようにすること。
- ・ 施設及びその敷地内で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。
- ・ 施設内は、換気を十分に行之、適度な照度を保つこと。

(寝具類に係る措置の基準)

- ・ 寝具類は、適当な数を備え、適切に洗濯、管理等を行うこと。
- ・ 布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。ただし、同一宿泊者が2泊以上宿泊する場合は、必要に応じて取り替えること。

(浴室に係る措置の基準)

- ・ 浴槽水は、十分に補給し、清浄に保つこと。ただし、客室に附属する浴室における浴槽水であって、宿泊者が取り換えることができるものは、この限りでない。
- ・ 客室に附属する浴室における浴槽水にあつては客室の使用ごとに、共同浴室の浴槽水にあつては毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽(以下「循環式浴槽」という。)又は循環式浴槽以外の浴槽(以下「非循環式浴槽」という。)で常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものに係る浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。
- ・ 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水又は循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。
- ・ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- ・ 原湯等を貯留する槽について、生物膜その他の汚れの状況を定期的に点検し、必要に応じてその除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- ・ 湯栓、気泡発生装置その他浴槽の附帯設備は、定期的に点検し、清掃及び消毒を行う等維持管理を適切に行うこと。
- ・ 屋外の浴槽は、浴槽水から枯れ葉等の浮遊物を除去し、清潔を保つこと。
- ・ 共同浴室は、入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことその他の入浴上の注意事項を掲示すること。
- ・ サウナ室等には、禁忌症その他のサウナ室等の利用に関し入浴者が注意すべき事項を掲示すること。
- ・ 共同浴室は、入浴者の衣類、履物その他携帯品の盗難を予防する措置を講じること。
- ・ 営業者は、自主的に衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知すること。

知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

- ・ 水質検査の記録並びに各設備の点検、清掃及び消毒の記録は3年間、その他衛生管理に係る記録は1年間保管すること。

(循環式浴槽の設置基準)

浴槽水は、塩素系薬剤を使用する方法その他の適切な方法で消毒等を行うこと。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により消毒等を行うことができない場合で他の方法により適切な衛生措置を行うときは、この限りでない。

ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法により、十分に汚れを除去するとともに、ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

浴槽からあふれ出た湯水を貯留する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の清掃及び消毒を行い、回収槽の湯水を消毒する場合は、当該湯水を浴槽水として使用することができる。

客室に附属する浴室の集毛器にあつては宿泊者ごとに、共同浴室の集毛器にあつては毎日、清掃を行うこと。

消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

(浴槽水等における水質基準等)

- ① 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、**下表で定める基準に適合**すること。

1 色度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に定める方法(過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法)	5度以下であること。
2 濁度		2度以下であること。
3 水素イオン濃度		5.8以上8.6以下であること。
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量。以下同じ)又は過マンガン酸カリウム消費量		有機物が1リットル中に3ミリグラム以下(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に10ミリグラム以下)であること。
5 大腸菌		検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満を含む。下記の表において同じ。)

- ② 浴槽水は、**下表で定める基準に適合**すること。

1 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法に定める方法(過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法)	5度以下であること。
2 有機物又は過マンガン酸カリウム消費量		有機物が1リットル中に8ミリグラム以下(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切

		と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に25ミリグラム以下)であること。
3 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

③ 浴槽水並びに原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、**下表で定める頻度で水質検査を行うこと。**

レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上
	連日使用している浴槽水であって、塩素系薬剤を使用する方法で消毒を行うもの	6月に1回以上
	連日使用している浴槽水であって、塩素系薬剤を使用する方法以外の方法で消毒等を行うもの	3月に1回以上
	原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水	市長が必要と認めた場合に市長が指定する頻度

※ 温泉水を使用する場合であって、pH値が低い等源泉の泉質により当該温泉水からレジオネラ属菌が検出されないことが明らかであるとき、又は客室に附属する浴室における非循環式浴槽の浴槽水であって、宿泊者ごとに取り換えるもののうち、市長が公衆衛生上支障がないと認めた浴槽水を使用する場合は、この限りでない。

（３）宿泊者名簿

営業者は宿泊者に係る次の事項を記載した宿泊者名簿を旅館業の施設や営業者の事務所に備え付ける必要があります。

なお、「4.」については、旅券の呈示を求めるとともに、当該旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存するようお願いします。

1. 氏名
2. 住所
3. 連絡先
4. 日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
5. 到着年月日
6. 出発年月日
7. 年齢
8. 性別
9. 行先地

3 旅館業営業許可申請

(1) 旅館業営業許可までの流れ

事前相談 構造設備などについて事前にご相談ください	▷	建築確認申請 建築確認申請等、建築に必要な手続きを行ってください	▷	許可申請 営業開始予定日の30日前までに申請してください	▷	検査・照会 保健所の職員が施設の検査に伺います また、関係機関へ照会を行います	▷	許可 検査・照会后、基準に適合すれば、許可書を交付します	▷	営業開始
------------------------------	---	-------------------------------------	---	---------------------------------	---	---	---	---------------------------------	---	------

(2) 事前相談

営業しようとする施設の構造設備などが確認できる書類を持って、事前に相談してください。

- ※ 旅館業に使用する建築物について、都市計画法における用途地域の制限を受ける場合や建築基準法及び消防法令の手続きが必要となる場合がありますので、別途、高崎市都市計画課（０２７－３２１－１２６９）、高崎市建築指導課（０２７－３２１－１２７１）及び管轄消防署へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。
- ※ 旅館・ホテル営業については、高崎市ラブホテル建築規制条例により、旅館業の許可申請の前（条例では建築基準法の建築確認申請の前）に、市長の同意を得ておく必要がありますので、事前に高崎市建築指導課（０２７－３２１－１２７１）へご相談ください。
- ※ 施設から発生する汚水や排水等について、水質汚濁防止法や下水道法の規制を受ける場合がありますので、高崎市環境政策課（０２７－３２１－１２５１）及び高崎市下水道局維持管理課（０２７－３２１－１２９０）へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。
- ※ 温泉を利用する施設の場合は、別途、保健医療総務課（０２７－３８１－６１１１）へご相談ください。
- ※ 営業施設において食事を提供する場合は、別途、生活衛生課食品衛生担当（０２７－３８１－６１１６）へご相談ください。
- ※ 共同浴室を宿泊者以外の客が使用する場合、別途、公衆浴場の営業許可が必要です。
- ※ 地下水等を施設内で飲用水等に使用する場合、水道法に基づく「専用水道」や高崎市小水道条例に基づく「専用自家水道」に該当し、別途、手続きが必要となる場合があります。
- ※ その他の必要な手続き等については、別途確認の上、関係機関窓口へご相談ください。

(3) 申請にあたって必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
旅館業営業許可申請書		1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロード可能です。
添付書類	建物の配置図	1	敷地内における営業施設等の配置が確認できるものを添付してください。
	営業施設における構造設備の概要を明らかにした平面図	1	客室、便所、浴場、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。なお、客室についてはその名称及び面積も明示してください。
	付近120メートル以内の見取図	1	申請に係る施設所在地は図上に朱色で表示し、これを中心に半径120mの円を描いてください。また、法第3条第3項に定める施設の名称を明示し、その直線距離（敷地から敷地まで）を明記してください。

営業施設の立面図	1	施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等が確認できる立面図を添付してください。
定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書の写し	1	申請者が法人の場合に添付してください。 また、申請者が未成年者でその法定代理人が法人の場合も添付してください。 なお、登記事項証明書は履歴事項全部証明書をお願いします。
他法令等に基づく許可書、認可書等の写し	1	建築基準法における検査済証、消防法関係書類（消防法令適合通知書）、農地転用関係書類（許可書又は転用届出書）、温泉使用許可書の写し等を添付してください。 ※消防法令適合通知書は、営業施設の所在地を管轄する消防署で取得できます。
使用水試験成績書の写し又は水道使用者確認書	1	施設内で使用する飲料水が、上水道以外の場合は、使用水試験成績書（水道法に基づく水質基準を満たしていることが明らかな計量証明書等）、上水道の場合は、水道使用者確認書（高崎市水道局料金課で取得できます。）
循環ろ過系統図	1	浴槽水を循環して使用する場合に添付してください。
高崎市旅館建築等計画審査通知書の写し	1	旅館・ホテル営業の場合は、高崎市ラブホテル建築規制条例施行規則第5条の規定により通知された通知書の写しを添付してください。
玄関帳場等の代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類	1	玄関帳場等の代替措置（無人チェックイン等）を行う場合に添付してください。

（４）審査手数料

審査手数料として２２，０００円を申請の際に納付してください。

(5) 旅館業営業許可申請書記載要領

様式第1号(第2条関係)

旅館業営業許可申請書

令和5年12月1日

(宛先) 高崎市長

申請者 住 所 〒370-0829

高崎市高松町5-28

(ふりがな) かぶしがいいしや たかさきせいえいけんせつ

はるな いちろう

氏 名 株式会社 高崎生衛建設 代表取締役 榛名 一郎

年 月 日生

(法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

電話番号 027-381-6116

次のとおり旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法施行規則第1条第1項の規定により申請します。なお、申請の内容を確認するために必要な情報について、関係機関に照会することに同意します。

営業施設	(ふりがな)	はるなこおんせん はるなほてる	
	名 称	榛名湖温泉 榛名ホテル	
	所 在 地	〒370-3348 高崎市 榛名湖町123-4 電話 027(381)6124	
営業の種別	旅館・ホテル / 簡易宿所 / 下宿		
旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨及び期間			
営業施設の構造設備の概要	裏面のとおり		
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容	有 (内容:) ・ 無		
申請者が未成年者である場合は、法定代理人の氏名、生年月日及び住所(法定代理人が法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)	(ふりがな)氏 名	生年月日 年 月 日	
	住 所		
申請者又は法定代理人が法人の場合は、その役員の氏名、生年月日及び住所(記載欄が不足する場合は、別紙に記載)	(ふりがな)氏 名	はるな いちろう 榛名 一郎 生年月日 昭和50年4月2日	
	住 所	高崎市高松町35番地1	
旅館業法第3条第3項各号の施設との距離がおおむね100m以内である場合は、その内容及び距離			
食事提供の有無	有 ・ 無		
営業開始予定年月日	令和5年12月20日		

- 添付書類等: 1 建物の配置図、構造設備の概要を明らかにした平面図及び旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設との距離を明らかにした付近120メートル以内の見取図
2 施設の外壁及び屋根並びに広告物の形態及び意匠を明らかにした立面図
3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書の写し
4 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の検査済証の写し又はこれに代わる書類
5 消防法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書類
6 施設の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
7 使用水試験成績書の写し又は水道使用者確認書
8 浴槽水を循環する場合は、循環ろ過系統図
9 高崎市ラブホテル建築規制条例施行規則第5条の旅館建築等計画審査通知書の写し

(裏面)

営業施設の構造設備等の概要

1 建物の構造

建物の構造	敷地面積	建築面積	延べ面積
鉄骨 造 3階 建	8 0 0 0 m ²	2 0 0 0 m ²	5 7 0 0 m ²

2 客室等

(別紙1のとおり)

3 玄関帳場・寝具類保管室・便所

玄関帳場	有	面 積	1 0 m ²
		設 備	カウンター・テーブル・その他 ()
	無	代 替 機 能	
寝具類保管室	設 置 箇 所 数	3	箇所
	設 置 場 所	各階エレベーター隣のリネン庫	
便 所 (客室附属の便所 を除く。)	大 便 器 数	2 0	基
	小 便 器 数	6	基
	男 女 兼 用 可 能 な 便 器 数	3	基
	流 水 式 洗 面 設 備 数	6	基

4 共同浴室

共同浴室の有無	有 (別紙2のとおり) ・ 無
---------	-----------------

5 使用水等

	区 分	貯水槽等の有無・ 容量	用 途
使用水	上水道・簡易専用水道・井戸水 ・温泉・その他 ()	有 ・ 無 容量 m ³	
	上水道・簡易専用水道・井戸水 ・温泉・その他 ()	有 ・ 無 容量 4 0 m ³	
	上水道・簡易専用水道・井戸水 ・温泉・その他 ()	有 ・ 無 容量 m ³	
排 水	公共下水道・浄化槽 (人槽) / 届出年月日 年 月 日		

(別紙1) 客室等

寝台の有無	床面積	採光窓	定員	客室数	換気	入浴設備等の有無	便所の有無	流水式洗面設備の有無	窓等の害虫等駆除設備の有無	施錠の有無	暖房設備の有無	室番号等
有・無	50 m ²	30 m ²	2 人	10 室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	101,102,103,104, 201,202,203, 301,302,303
有・無	60 m ²	40 m ²	3 人	2 室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	204,304
有・無	m ²	m ²	人	室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
有・無	m ²	m ²	人	室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
有・無	m ²	m ²	人	室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
有・無	m ²	m ²	人	室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
有・無	m ²	m ²	人	室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
有・無	m ²	m ²	人	室	自然・動力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
合計客室数	12 室	合計定員		26 人		入浴設備等の数（客室附属）／合計						12 箇所
						（うち循環式浴槽						0 箇所）

(別紙2) 共同浴室

項目			区分	男 子	女 子
脱衣室	外部からの遮蔽物の有無			有 ・ 無	有 ・ 無
	床面の構造・材質			コンクリート、すのこ	コンクリート、すのこ
	採光・照明			自然光 ・ 人工光	自然光 ・ 人工光
	換気			自然 ・ 動力	自然 ・ 動力
	洗面設備の数			3 基	3 基
浴室	床面の構造・材質			タイル、コンクリート	タイル、コンクリート
	採光・照明			自然光 ・ 人工光	自然光 ・ 人工光
	換気			自然 ・ 動力	自然 ・ 動力
	外部からの遮蔽物の有無			有 ・ 無	有 ・ 無
	屋内の浴槽	内	循環式浴槽の数	2 槽	2 槽
		内	非循環式浴槽の数	0 槽	0 槽
	洗い場床面から上縁までの高さ			15 cm	15 cm
	温度計の設備の有無			有 ・ 無	有 ・ 無
	気泡発生装置の有無			有 ・ 無	有 ・ 無
	洗い場	蛇口の数		湯 10 口 / 水 10 口	湯 10 口 / 水 10 口
		シャワー設置数		20 基	20 基
		床面の勾配の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
	屋外の浴槽	外部からの遮蔽物の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
		内	循環式浴槽の数	0 槽	0 槽
			非循環式浴槽の数	1 槽	1 槽
		温度計の設置の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
		気泡発生装置の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
	サウナ室等	サウナ室等の数		1 室	1 室
		見通し窓の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
		床面の構造・材質		コンクリート	コンクリート
		床面の勾配の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
		採光・照明		自然光 ・ 人工光	自然光 ・ 人工光
		換気		機械換気 ・ 給排気口	機械換気 ・ 給排気口
		時計・温度計・非常用ブザーの有無		有 ・ 無	有 ・ 無
		注意事項の掲示の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
便所	設置場所			脱衣室 その他 ()	脱衣室 その他 ()
	床面の構造・材質			フローリング	フローリング
	飲料水の供給設備の設置場所			脱衣室 ・ 浴室	脱衣室 ・ 浴室
	注意事項の掲示の有無			有 ・ 無	有 ・ 無

4 旅館業営業許可申請書等記載事項変更届

3の旅館業営業許可申請書に記載した事項又は申請書に添付した図書の内容に変更が生じた場合は、10日以内に届け出てください。

(1) 届出に必要な書類

提出書類		部数	注意事項
旅館業営業許可申請書等記載事項変更届		1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロードできます。
添付書類	営業施設の平面図及び概要書	1	施設の構造設備を変更した場合は、変更内容を明らかにした図面等を添付してください。
	営業施設の立面図	1	施設の意匠等を変更した場合は、意匠等を明らかにした立面図を添付してください。
	他法令等に基づく許可書、認可書等の写し	1	施設の構造設備の変更により要した、建築基準法における検査済証、消防法関係書類（消防法令適合通知書等）、農地転用関係書類（許可書又は転用届出書）の写しを添付してください。 ※消防法令適合通知書は、営業施設の所在地を管轄する消防署で取得できます。
	玄関帳場等の代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類	1	玄関帳場等の代替措置（無人チェックイン等）に変更した場合に添付してください。
確認書類	法人の登記事項証明書		法人の名称、事務所所在地、代表者又は役員に変更があった場合に、確認させていただきます。 変更登記完了後の履歴事項全部証明書をお持ちください。

(2) 旅館業営業許可申請書等記載事項変更届記載要領

様式第 11 号(第 6 条関係)

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届

令和 5 年 1 2 月 1 日

(宛先)高崎市長

届出者 住 所 高崎市高松町 5 番地 2 8
氏 名 株式会社 高崎生衛建設
代表取締役 榛名 三郎

(法人にあっては、その名称、事務所所在地
及び代表者の氏名)

電話番号 0 2 7 - 3 8 1 - 6 1 1 6

次のとおり変更したので、旅館業法施行規則第 4 条の規定により届け出ます。なお、届出の内容を確認するために必要な情報について、関係機関に照会することに同意します。

営 業 施 設	名 称	榛名湖温泉 榛名ホテル
	所 在 地	高崎市榛名湖町 1 2 3 - 4
変 更 年 月 日		令和 5 年 1 1 月 3 0 日
変 更 事 項	法人の名称・法人の事務所所在地・ <u>法人の代表者</u> ・構造設備・その他()	
変 更 内 容	榛名一郎から榛名三郎に変更	
旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容(法人においてその役員に変更があった場合又は法定代理人若しくはその役員に変更があった場合に限る。)	有 (内容) ・ <u>無</u>	
法定代理人に変更があった場合、その氏名、生年月日及び住所(法定代理人が法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	氏名	生年月日 年 月 日
申請者又は法定代理人が法人であってその役員に変更があった場合、その役員の氏名、生年月日及び住所(記載欄が不足する場合は、別紙に記載)	(ふりがな)	
	氏名	はるな さぶろう 榛名 三郎 生年月日 昭和 5 5 年 7 月 1 日
	住所	高崎市高松町 3 5 - 1

〈添付書類〉

- 1 施設の構造設備に変更があった場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした平面図及び概要書並びに施設の意匠等を明らかにした立面図
- 2 施設の構造設備の変更により、他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し

〈確認事項〉

法人の登記事項証明書(法人の名称、事務所所在地、代表者又は役員に変更があった場合に限る。)

5 旅館業営業廃止・停止届

営業を廃止又は停止したときは、10日以内に届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
旅館業営業廃止・停止届	1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロードできます。

6 旅館業営業再開届

停止している営業を再開したときは、10日以内に届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
旅館業営業再開届	1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロードできます。

7 旅館業営業承継承認申請書（譲渡及び譲受け）

旅館業の譲渡及び譲受けにより承認を受けようとする者は、譲渡予定日前に、余裕をもって申請してください。

（1）申請にあたって必要となる書類

提出書類	部数	注意事項
旅館業営業承継承認申請書（譲渡及び譲受け）	1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロードできます。
添付書類	1	旅館業の譲渡を証する書類
	1	譲受人が法人の場合に添付してください。また、譲受人が未成年者でその法定代理人が法人の場合も添付してください。なお、登記事項証明書は履歴事項全部証明書をお願いします。

※ 当該譲渡及び譲受けについて承認され、譲渡の効力が発生した日の後に、現地調査をさせていただきます。

（2）審査手数料

審査手数料として7,400円を申請の際に納付してください。

8 旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）

合併（分割）により承認を受けようとする者は、合併（分割）の効力発生日前（新設合併（新設分割）の場合は、当該新設法人の設立登記前）に、余裕をもって申請をしてください。当該効力発生日後（当該設立登記後）に申請する場合は、新規許可申請となります。

（1）申請にあたって必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）		1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロードできます。
添付書類	法人の定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書の写し	1	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人のものを添付してください。なお、登記事項証明書は履歴事項全部証明書をお願いします。ただし、新設合併（分割）の場合、登記事項証明書の写しの添付は不要です。
	合併契約書及び株主議事録等の合併予定年月日を明らかにする書類	1	合併（吸収合併、新設合併）による承継の場合
	分割計画書又は分割契約書	1	新設分割による承継の場合は分割計画書、吸収分割の場合は分割契約書を添付してください。

※ 当該合併（分割）に係る登記後に、旅館業を承継した法人の履歴事項全部証明書の写しの提出をお願いします。

（2）審査手数料

審査手数料として7,400円を申請の際に納付してください。

9 旅館業営業承継承認申請書（相続）

相続人が、被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

（1）申請にあたって必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
旅館業営業承継承認申請書（相続）		1	保健所の窓口で配布しているほか、ぐんま電子申請受付システムからもダウンロードできます。
添付書類	被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	1	被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本に申請者（相続人）に係る記載がない場合、被相続人の改製原戸籍謄本も添付してください。なお、申請者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、申請者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本を添付してください。
	相続人全員の同意書	1	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の全員にあっては、その全員の同意書

（2）審査手数料

審査手数料として7,400円を申請の際に納付してください。

10 関係機関

内容	関係機関	電話番号
用途地域について【都市計画法】	・高崎市都市計画課	027-321-1269
開発行為、宅地開発等事前協議について【都市計画法】	・高崎市開発指導課	027-321-1356
建築物（建築確認等）について【建築基準法、高崎市ラブホテル建築規制条例】	・高崎市建築指導課	027-321-1271
消防法令、消防法令適合確認申請について【消防法】	施設の所在地を管轄する次のいずれかの消防署 ・高崎中央消防署	027-324-2218
	・高崎東消防署	027-352-1297
	・高崎北消防署	027-362-1935
汚水、排水について【水質汚濁防止法、浄化槽法、下水道法】	・高崎市環境政策課	027-321-1251
	浄化槽を使用する場合 ・高崎市一般廃棄物対策課	027-321-1253
	下水道を使用する場合 ・高崎市下水道局維持管理課	027-321-1290
温泉の利用について【温泉法】	・高崎市保健医療総務課	027-381-6111
食事の提供について【食品衛生法】	・高崎市生活衛生課	027-381-6116
地下水等の飲用利用について【水道法、高崎市小水道条例、群馬県生活環境保全条例】	・高崎市生活衛生課	027-381-6116
	旧高崎市内において地下水を揚水機により採取する場合 ・群馬県西部環境森林事務所	027-323-5530
特定建築物について【建築物衛生法】	・高崎市生活衛生課	027-381-6116
貯水槽について【水道法】	水源が上水道のみで有効容量が 10 m ³ を超えるものを設置する場合 ・高崎市生活衛生課	027-381-6116
水道使用者確認書について	・高崎市水道局料金課	027-321-1212
住宅宿泊業について【住宅宿泊業法】	・群馬県食品・生活衛生課	027-226-2445

※ 上記は手続き・関係機関の一例です。その他の必要な手続き等は別途確認し、関係機関へご相談ください。

【問い合わせ】

高崎市保健所 生活衛生課 環境衛生担当
Tel 027-381-6116（直通）